

第7回空き店舗見学会を開催します



まち歩きをしながら空き物件を見学します。これまで本見学会をきっかけに開業に至った例もあります。また、空き店舗・空き家をお貸しいただける方は、ご連絡ください。

▽日時 11月15日(土)

●増戸地区：午前10時～11時30分(ＪＲ武蔵増戸駅前集合)

●五日市地区：午後1時30分～3時(ＪＲ武蔵五日市駅前集合)

▽定員 各地区5組(抽選)

▽申込方法 11月13日(木)の正午までに、電子申請で申し込んでください。

※両地区への申込み可

▽問合せ 五日市活性化戦略委員会(空き店舗見学会) (☎ machitsuku.itsuka@gmail.com)

国際姉妹都市教育交流事業
中学生海外派遣団がマールボロウ市(米国)を訪問します



中学生海外派遣団(市立中学校生徒8人)が10月31日(金)から11月7日(金)まで、国際姉妹都市のマールボロウ市(アメリカ合衆国マサチューセッツ州)を訪

▽担当課 商工振興課商工振興係

電子申請



浄化槽の清掃は、法律で義務付けられています

浄化槽は、浄化槽法で1年に1回以上(全ばっ気方式は、おおむね6か月に1回以上)の清掃が義務付けられています。清掃の依頼は、市の許可を受けた次の業者に連絡してください。

▽秋川地区 (株)スリーピングサービス (☎ 597・6112)

▽五日市地区 (有)五日市清掃 (☎ 596・0517)

※清掃料金は、機種や容量で異なります。

※日程に余裕を持って申し込んでください。

※下水道が整備されていない、下水道供用開始されてから1年を経過していない地域で、市内に住民登録のある家庭には、清掃料金の一部を補助します。

問します。滞在中、団員は、ホストファミリーの家にホームステイをしながら、ウィットコム・ミドルスクールの生徒と交流し、日本文化の紹介など両市の文化理解と友好関係の発展に寄与する活動に携わります。

▽派遣団(敬称略)

●団長：高橋康則(秋多中学校長)

●団員：森川葵(秋多中)、川本桜子(東中)、阿部日向(西中)、市川楓子(御堂中)、田中宏芽(増戸中)、河原崎蓮(増戸中)、堀田千鳴(増戸中)、山下琴子(五日市中)

▽問合せ 生涯学習推進課生涯学習係

ナラ枯れ対策に要する経費の一部を補助します



カシノナガキイムシ等を原因とするナラ枯れ被害の拡大を防止し、生物多様性を保全するため、ナラ枯れ対策に要する経費の一部を補助します。

▽補助の対象 市内民有地のコナラ、ミズナラ等のブナ科の

ています(年1回)。対象となる家庭には、清掃業者が補助額を差し引いた残額を請求します。

▽問合せ 生活排水対策課浄化槽担当

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を合わせて浄化処理します。設置により快適な生活環境や河川などの水環境を保全します。新規設置と切替に対して、費用の一部を補助しています。※補助制度を利用される方は、必ず工事前申請をしてくださ(補助要件あり)。

▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外

▽対象建物 居住用建物か併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住用として使用している建物)

▽対象 対象となる建物に、自ら居住している方

▽補助金額 浄化槽の大きさによって異なります。

●5人槽：36万円
●6～7人槽：46万2千円

樹木のナラ枯れ被害防除がナラ枯れ被害のあった樹木伐採対象 次のいずれにも当てはまる方

●市内にナラ枯れの被害樹木かナラ枯れの被害を受けるおそれのある樹木の所有者か管理者

●市税の未納がない方

▽補助対象事業

●防除：薬剤の樹幹注入、粘着剤・薬剤の散布、ビニールシート等被覆、立木くん蒸、トラップ等を利用した誘引捕殺

●伐採：枯損し、倒木、落枝等により人身、家屋等に危害を

及ぼすおそれがある樹木の伐倒くん蒸、破砕等

▽補助金額

●防除：防除に要する経費の2分の1の額か10万円のいずれか低い額

●伐採：伐採に要する経費の2分の1の額か20万円のいずれか低い額

※防除、伐採に対し1回限り、合計20万円を限度とする。

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▽申込み・問合せ 環境政策課環境の森推進係 (☎ 595・1120)

●5人槽 地下浸透させる場合：47万4千円 など

▽問合せ 生活排水対策課浄化槽担当

屋外での焼却行為について



屋外での焼却行為は、都条例などで原則禁止されています。次の行為は、例外となります。

●伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの

●学校行事、社会教育活動上必要なもの(キャンプファイヤーなど)

●病害虫防除、肥料作り、土壌改良など農業や林業を営む上で行わざるを得ないものなど

※例外的焼却行為でも、周辺環境への影響を考え、近所の理解を得るなど、最大限の配慮をしてください。燃やすものをよく乾燥させ、少量ずつ短時間で焼却すると、煙や臭いが少なくなります。近隣住民

建物等の解体・リフォーム工事の前には石綿事前調査が必要です

建物等の解体・リフォーム工事の前には、建築時期、規模、用途に関わらず、全ての建築物・工作物において、石綿含有建材が使用されていないかの調査が、義務付けられています。

解体等工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果の報告も必要です。

●建築物の解体：作業対象となる床面積の合計が80平方メートル以上

●建築物のリフォーム：請負代金の合計が100万円以上

●工作物の解体・リフォーム：請負代金の合計が100万円以上

▽報告窓口 対象・規模で報告窓口が異なります。事前調査

11月の市民相談(予約制・無料)

予約制の相談

随時、電話と窓口で予約を受け付けています。定員を超えている場合、次回以降の相談日の予約となります。※同一種類の相談を相談終了時まで複数回予約することはできません。※各相談の指定相談日は、変更する場合があります。

○市役所

●相続・遺言など暮らしの手続相談(毎月第1金曜日) …7日(金)

●税務相談(毎月第2月曜日) …10日(月)
●法律相談(毎月第2・第4火曜日) …11日(火)・25日(火)
●交通事故相談(毎月第2水曜日) …12日(水)
●登記相談(毎月第3金曜日) …21日(金)
●行政相談(毎月第4水曜日) …26日(水)

○五日市出張所

●法律相談(毎月第1木曜日) …6日(木)
●人権身の上相談(毎月第4金曜日) …28日(金)

○時間 午後1時30分～4時30分

○その他 相談先が不明な場合などは、市職員が担当窓口の案内や専門の相談員を紹介する等解決に向けたお手伝いをします。

○予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)

結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います。

▽事前調査を行う方 解体等工事を行う元請業者か自主施工者(業者に依頼しないで自ら施工する者)

※令和5年10月から次に該当する方による事前調査が義務化されました。

●建築物石綿含有建材調査者資格を有する方

●令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された方

※事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。

▽工事の元請業者等が事前調査を実施する場合のお願い

●工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。

●元請業者は、発注者に事前調

▽お詫びと訂正 広報あきる野10月1日号のP2「再編等に関する実施計画」の「表1」中に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

●「対象施設」
正) 内田電気商会グリーン
フィールド草花
誤) 内田電気商会グリーン
フィールド草加

東京都
アスベスト
情報サイト

